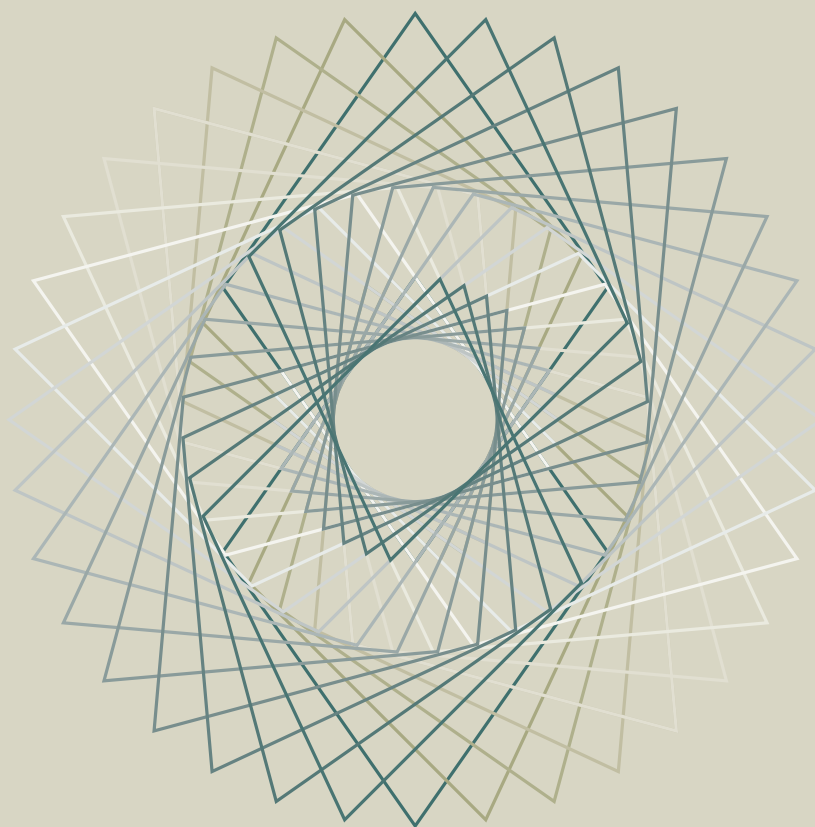


第4回改訂 厚生労働省編職業分類

職業分類表

改訂の経緯とその内容



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

第4回改訂 厚生労働省編職業分類

職業分類表

改訂の経緯とその内容

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

厚生労働省の職業分類は、1953年に初めて作成され、その後、主に社会経済情勢の変化等にとまなう職業構造の変化を職業分類表に反映させるための改訂が、1965年、1986年、1999年にそれぞれ行われている。したがって今回の改訂は4回目にあたる。職業分類表の作成及び1回目の改訂は当時の労働省職業安定局が自ら行っているが、1969年に雇用促進事業団(当時)に本機構の前身組織である職業研究所が設置され、同研究所に職業分類の維持・管理の業務が移管されると、2回目以降の改訂では職業研究所の後身組織が労働省の要請を受けて改訂原案を作成している。今回の改訂では、本機構が改訂原案の作成にあたった。

職業分類は、その作成当初から、公共職業安定所における職業紹介、職業指導のための職業の基準として用いられており、分類の改訂にあたっては職業の動向を如何に把握し、その変化を分類表に如何に反映させるのかが基本的な課題であった。今回の改訂では、この課題に対して主に二つの側面からアプローチした。ひとつは職業分類に関する理論的な研究である。職業紹介の実務に、統計目的のために作成された職業分類を利用することが世界的な潮流になっている現在、職業紹介業務用の職業分類はそのあり方を問われている。もうひとつは、従前の改訂においても同様であるが、改訂の基礎になる職務情報を広く、継続的に収集することである。

職業分類は、元来、職業安定法第15条の規定にもとづいて、公共職業安定所の職業紹介業務で共通して使用する職業の区分として作成されるものである。この規定は1999年に、官民共通の職業分類を作成し、その普及に努める旨に改正され、この改正法が適用される最初のケースが今回の改訂であった。官民共通の職業分類に関する検討を行う場として本機構の設置した職業分類研究会(2007年度)では、官民が職業分類の共有化について必ずしも同じ認識を持っている状況にないことから、共有化意識を醸成することがまず先決であるとの結論に至った。このため、今回の改訂は従前と同じく、公共職業安定所の職業紹介業務用の職業分類を対象とすることになった。

しかし、改正職業安定法第15条の趣旨に則ると、職業安定機関のみならず、職業紹介事業者、求人広告事業者、労働者供給事業者など職業分類を使用する事業者がともに本分類表に設定された職業名とその仕事内容について理解を深め、情報を共有することが重要である。このような観点から本機構においても本分類表を広く関係者に提供することにしたものである。

改訂原案の作成過程では、官民の関係者を委員とする職業分類改訂委員会(2008~2009年度)において多くのご意見をいただいた。ご協力に対して深甚の謝意を表する次第である。

2011年6月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 山口 浩 一 郎

目 次

第1章 職業分類の設定及び変遷	
1. 職業分類の設定目的	1
2. 職業分類の変遷	1
3. 第4回改訂の基本的考え方及び主な改訂内容	10
第2章 総説及び一般原則	
1. 性格	19
2. 用語の定義	19
3. 職業分類の適用及び分類項目の設定	19
4. 分類構造、分類項目の配列、分類符号	20
5. 分類項目の名称及び内容説明	22
6. 職業の決定方法	24
第3章 分類項目表	
1. 大分類項目表	27
2. 大・中分類項目表	28
3. 大・中・小・細分類項目表	31
第4章 分類項目名及び内容説明	
大分類 A 管理的職業	79
大分類 B 専門的・技術的職業	86
大分類 C 事務的職業	167
大分類 D 販売の職業	192
大分類 E サービスの職業	214
大分類 F 保安の職業	247
大分類 G 農林漁業の職業	254
大分類 H 生産工程の職業	266
大分類 I 輸送・機械運転の職業	400
大分類 J 建設・採掘の職業	419
大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業	441
第5章 細分類項目名及び例示職業名索引	461
参考資料	
1. 厚生労働省編職業分類と日本標準職業分類との分類項目比較表	507
2. 厚生労働省編職業分類第4回改訂作業関係者	518

第 1 章

職業分類の設定及び変遷

1. 職業分類の設定目的

厚生労働省の職業分類は、「公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、(中略)職業分類表を作成しなければならない」とする職業安定法第15条第2項の規定にもとづいて、職業紹介業務における職業の統一基準を定めるために1953年に初めて設定された。その後、主に社会経済情勢の変化にともなう職業構造の変化に対応し、かつ職業安定行政の業務統計と他の統計調査の職業別集計との比較照合を容易にするための改訂が、これまでに3回行われてきた。

職業紹介業務に使用する職業分類は国が作成しなければならないとする職業安定法第15条の規定は、1999年に職業紹介事業の原則自由化にともない、適用対象が公共職業安定所だけではなく民間事業者にも広がり、官民に共通する労働市場のルールを整備する観点から官民共通の職業分類を作成し、その普及に努める旨に改正された。2011年の第4回改訂は、この改正法が適用される最初のケースであった。労働政策研究・研修機構では、2007年に学識経験者、民間事業者、厚生労働省担当職員を委員とする職業分類研究会を設置し、官民共通の職業分類のあり方について検討を行った。この研究会でとりまとめられた主な結論は次の2つである。

第一は改訂の適用範囲についてである。民間事業者はそれぞれ独自色の強い職種分類を使用しており、それらの職種分類と厚生労働省の職業分類とでは職業分類に関する考え方がそもそも異なっている。このような状況下で官民共通の職業分類に向けて歩みを一気に進めることは現実的ではなく、まず職業分類の共有化意識を醸成することが先決であるとの点で官民の認識が一致した。このため第4回の改訂は、これまでの改訂と同様に、公共職業安定所における職業紹介業務用の職業分類をその対象とすることになった。

第二は職業分類の共有化意識を醸成するための工夫についてである。類似した仕事内容であっても事業所によって求人職種名が異なっていることがある。他方、事業者の使用する職種分類の項目は、事業者によって違いが大きい。多様な職種名、項目名が用いられていることは事業所・事業者の独自性ともいえるが、求職者にとっては混乱を招く場合もあり、必ずしも望ましいものとはいえない。職業分類の共有化意識を高めるためには、労働市場で使用される職種名とその仕事内容について共通理解を形成することが重要になる。このため職業分類表の改訂にあたっては民間事業者の使用している職種分類の項目に配慮するとともに、職業名索引には労働市場で広く使用されている職種名を積極的に取り込んで行くことになった。

2. 職業分類の変遷

厚生労働省の職業分類は、業務上の必要性から生まれたものである。公共職業安定所における求人・求職の受理、職業指導・相談、職業紹介業務統計の作成などには、職業

分類が欠かせない。たとえば、的確な職業紹介を行うためには、求人・求職の受理にあたり、求人・求職者の仕事をその内容に即して職業分類上の適切な項目に位置づけることが基本になる。また、職業別の労働力需給関係を把握するためには、求人・求職の実態を正しく反映した職業別統計資料が必要である。1953年に当時の労働省が『職業辞典』の第Ⅰ部として初めて職業分類表を作成した意図は、正にこれらの点にあった。

他方、1960年に当時の行政管理庁が日本標準職業分類を設定すると、国・地方公共団体ではこれに準拠して職業別統計を作成することが一般的になった。この動きに対して労働省は、職業安定業務統計だけではなく各種統計調査の職業別結果を踏まえて政策を企画・立案する必要性から、1953年版職業分類の体系を日本標準職業分類にあわせるための改訂を1965年に行い、その後も日本標準職業分類との対応性を向上させ、社会経済情勢の変化にともなう職業構造の変化を分類表に反映させるための改訂を1986年と1999年にそれぞれ実施している。

以下に、今回の改訂に至るまでの職業分類の変遷を概説する。

(1)職業分類の設定（1953年）

労働省が職業分類を作成する端緒となったのは、1948年に始まった職務調査である。調査結果は数種類の職務をひとまとめにして1冊ずつの職務解説書の形で編集され、全国の公共職業安定所に配布された。そこに掲載された職業情報は、職業紹介業務に携わる職員にとって業務上の基本情報といえるものであった。しかし、職務解説書は全体で137冊に達する膨大な量になっていたこと、1冊の職務解説書にさまざまな職務が相互の脈絡なく収録されていたことなどから公共職業安定所の窓口業務で利用するには不便であり、全体を1冊にとりまとめて取り扱いの便利なものを作成することが求められた。

これを受けて労働省は、職業安定法第15条に規定された、公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、それに解説を付し、それらを体系的に配列した職業分類表を作成するため、1950年6月に職業安定審議会に職業辞典編纂部会を設置した。同部会で決定された職業辞典編纂方針の骨子は次の通りである¹。

- ア 職業辞典は、(7)職業分類表、(イ)職業解説、(ウ)産業解説、(エ)用語解説の四部よりなるものとする。
- イ 職業分類表は新作せず、職業安定行政の用いている職業分類表によること。但し、この分類は米合衆国労働省の職業分類を採用したものであるから、実情に則するように訂正すること。
- ウ 職業解説は職業の内容である責任と作業の内容、目的、手順を概括的にわかり易い用語で記述し、必要と認める限り、経験の要否、青少年、婦女子、又は身体障

¹ 労働省編（1953）『職業辞典 第Ⅰ部』雇用問題研究会、7頁

害者に対する適否、技能養成機関の有無、就職上必要な資格検定、所要性能を附記し、各職業名には分類番号を附し、職業名は50音順に配列すること。

エ 産業解説は生産、又は作業の工程、業務過程及びその解説とすること。

オ 用語解説は職業解説、産業解説に引用された各種の技術的用語を50音順に配列し、簡単に解説を加えること。

このうち職業分類表については、上述イの方針に沿って次の手順で作業が進められ、1953年に『職業辞典』の第I部として公表された。

ア 職業名の蒐集及び整理

各種資料から合計58,100種（重複を除くと34,300種）の職業名が蒐集された。その内訳は、職務分析資料から7,500種、昭和25年国勢調査1%抽出資料から45,000種、民間事業所の資料から200種、国家公務員職務明細書から300種、その他の資料から5,100種である。

イ 蒐集した職業名の説明又は定義付け

ウ 蒐集した職業名の分類番号付け

蒐集した職業名を分類するための枠組みとして採用されたのは、米国労働省の1949年版職業名辞典（Dictionary of Occupational Titles）であった。具体的な作業では、まず、この辞典に収録されている職業名の中から、蒐集した職業名に該当すると考えられるものを選び、次に、その職業名の分類番号を当該職業名の分類番号とした。しかし、蒐集した職業名が職業名辞典に収録されていない場合や職業名辞典の職業分類をそのまま採用したのでは我が国の実情に添わない場合には、分類項目を新設したり、項目を修正したりした。

職業名辞典に収録された職業は、職務調査の結果にもとづいて仕事内容が記述され、体系的に配列されている。この職務調査には、職務分析の手法が用いられている。職務分析では、職業（occupation）を課業（task）、地位（position）、職務（job）によって構成される概念としてとらえている。職業分類の体系を米国労働省の職業分類に準拠することは、職業の概念についてもその考え方を採用することを意味している。すなわち、労働省編職業分類では、一人の人に割り当てられた仕事と責任との全体を地位、地位のうち目的を持ったひとまとまりの仕事を課業、主要な仕事と責任が同じである一群の地位を職務、仕事と責任を遂行するために必要な技能、知識、能力などの共通性によってまとめられた一群の職務を職業とそれぞれ定義している。このうち職務が職業分類の最小単位になっている。職業に関するこの考え方は現在まで踏襲されている。

職業分類表の構成は、大分類、中分類、小分類、細分類、代表名の5段階である。設定すべき職業が詳細にわたる分野では中分類と小分類との間に中間分類が、細分類と代表名との間に細細分類がそれぞれ設けられ、中間分類は小分類の、細細分類は代表名のそれぞれ中締め役割を果たしている。代表名は、職業紹介業務の実務に使用される項

目であり、職業安定法第 15 条にいう、職業安定行政において共通に使用すべき標準職業名として扱われることを意図して設定されている。なお、代表名には基本的に職務名が採用されているが、蒐集した名称の関係で職業名が用いられている項目もある。

この職業分類では、分類基準として仕事内容に関する 3 つの基準（①類似性・近親さ、②責任、③技能度）が採用され、この基準に照らして具体的な職業が分類項目として設定されている。大分類の項目数は 7 個である（表 1 参照）。このうち技能職業、半技能職業、単純技能職業の 3 項目は、いずれも職務遂行に求められる技能度を基準にして項目が設定されており、それぞれ熟練技能を要する仕事、半熟練技能を要する仕事、単純反復作業の仕事が分類される。分類基準として技能度を採用した点は、この分類の大きな特徴である。しかし、技能度別の項目といっても、必ずしもひとつの職業が、その職務遂行に必要な技能度にもとづいて技能、半技能、単純技能の 3 つの大分類項目ごとにそれぞれ設定されているわけではない。たとえば、金属加工に関する職業をみると、電気めっき工はこれら 3 つの大分類にそれぞれ設定されているが、溶接工は技能職業と半技能職業の 2 項目に、板金工は技能職業にのみ設定されている。このように職業によって職業分類表上の取り扱いに不統一感が見られるのは、当時の職場では職務遂行に求められる技能の種類と程度が職業によってある程度明確に異なっていたからである。

(2)第 1 回改訂（1965 年）

『職業辞典』の第 I 部として作成された職業分類表は、1965 年に 1 回目の改訂が行われた。その主な理由は次の 3 点である。第一は、職業辞典の特徴であった点が短所として意識されるようになってきたことである。技能度の考え方を導入した点はこの職業分類の大きな特色であった。しかし、ひとつの職業を基本的に 3 分割して、それぞれの項目を異なる大分類に設定していることから、分類体系が複雑になり、職業紹介業務を担当する窓口職員にとってわかりにくく、また使いにくい面があった。

第二は、日本標準職業分類の普及である。行政管理庁は 1958 年に設定された ILO の国際標準職業分類(International Standard Classification of Occupations)にもとづいて 1960 年に日本標準職業分類を設定した。これ以降、政府機関の実施する統計調査では、調査結果の職業別集計にこの分類を利用することが一般化してきた。

第三は、職業別統計の比較性の問題である。公共職業安定所の業務統計は労働省編職業分類にもとづいて集計され、一方、国勢調査をはじめとする政府の統計調査では職業別集計に日本標準職業分類を用いることが一般的であった。しかし、労働省編職業分類と日本標準職業分類とは大分類を始めとして分類項目の違いが大きいため、各種の雇用計画の策定にあたって両者の統計を比較・照合することが困難であった。

このような理由から労働省は 1962 年に職業辞典改訂委員会を設置して職業分類の改訂

に着手した。同委員会で決定された改訂方針の骨子は次の通りである²。

- ア 職業辞典は、第Ⅰ部職業分類、第Ⅱ部職業名解説、付録として50音順の索引を付す。
- イ 職業分類体系は、日本標準職業分類に準拠し、かつ職業安定行政の実情に則したものとする。
- ウ 日本標準職業分類の大分類のうち「採鉱・採石」、「運輸・通信」、「技能工、生産工程」の3項目については、旧分類の長所をとり入れ、技能程度によって3段階に分類し、新しい分類番号の後に技能度を示す記号を付す。
- エ 日本標準職業分類では、最小単位を3けたの分類番号で示しているが、職業紹介業務上の必要性から、さらに細分して5けたの分類番号とする。
- オ 新しく発生した職業を職業分類におり込むとともに、これについての職業解説を追加し、職業の内容が一部変更されているものを補正する。

以上の5項目のうち技能度別の項目設定については実施が見送られた。それは、第一に、3段階に区分された技能の各段階についてその範囲を明確にすることが難しいこと、第二に、技能度よりも仕事の作業領域・作業内容、使用する設備、製造する製品などの類似性によって分類項目を設定することのほうが実務上の必要性が高いことなどの理由による。

改訂作業は、1960年版日本標準職業分類の大分類、中分類、小分類のそれぞれの分類項目に1953年版職業分類の分類項目を対応させる形で進められ、1965年1月に完了した。新職業分類は同年3月に『職業辞典 改訂版』の第Ⅰ部として公表された。改訂版職業分類は、その基本体系を日本標準職業分類に準拠することによって、次の2つの点で1953年版職業分類の短所を補うことになった。第一に、分類体系が簡明になり、理解しやすいものとなった。第二に、職業安定行政の業務統計と職業に関する各種の統計調査結果とを体系的に照合比較できるようになった。

改訂版職業分類の分類体系は、大分類、中分類、小分類、代表職業名の4段階で構成されている。このうち大分類と中分類の分類項目は、日本標準職業分類の大・中分類との整合性を確保する必要性から日本標準職業分類の分類項目と同じものが設定されている。小分類の分類項目は、日本標準職業分類の小分類に準拠することを基本にしているが、職業紹介業務上の必要性を加味して項目の補正（日本標準職業分類に設定されている小分類項目の分割など）が行われている。改訂版職業分類では、職業紹介業務に使用する必要性から、日本標準職業分類には設定されていない細分類レベルの項目である代表職業名を設けている。細分類の分類項目は、職業安定法第15条第2項の規定による、職業安定行政において共通して使用されるべき標準職業名に準ずるものとして扱われ、

² 労働省編（1965）『職業辞典 改訂版』雇用問題研究会、4頁

その分類符号には 5 桁数字が用いられている。

以上の通り改訂版職業分類の分類体系及び分類項目は、基本的に日本標準職業分類のそれに準拠している。その結果、分類項目の体系的配列にあたって用いた基準、分類符号、職業の決定方法についても日本標準職業分類の採用している原則を共有することになった。分類項目の設定及びその体系的配列にあたって採用した基準は、次の 5 項目である。

- ①作業者が受けるべき教育・訓練の種類
- ②作業者が扱う道具・設備・原材料、および製品の種類
- ③提供するサービスの種類、作業分野
- ④事業所などその組織の中で果たす機能
- ⑤従事する人数の大きさ

このうち①から④までの 4 項目は、いずれも職業の類似性に関連する基準である。これらの項目は、日本標準職業分類が職業の内容である仕事の類似性に着目して職業を区分し、それを体系的に配列していることを表している。

この改訂版には、求人・求職の受理にあたり、複数の分類項目に該当する複合的な仕事に関する取り扱いの原則が初めて明記された。基本的には日本標準職業分類の採用している職業の決定原則に準じているが、その優先順位の考え方については日本標準職業分類とは異なっている。改訂版職業分類と日本標準職業分類は、ともに複数の分類項目に該当する仕事をひとつの分類項目に決定するための第一原則は就業時間の長い仕事をとることで一致している。しかし、時間を基準にしがたい場合には、改訂版職業分類ではその仕事や責任を果たすために必要な知識・技術・技能の困難な方をとるとしている。一方、日本標準職業分類は、生産に関連する仕事を優先するとの観点から、優先すべき大分類項目の順位を決めている。これは、職業紹介という実務で使用する職業分類と、統計調査の結果を集計するための統一的な処理基準を定めている日本標準職業分類との目的の違いでもある。

(3)第 2 回改訂 (1986 年)

1965 年に改訂された職業分類は 20 年以上使用され、1986 年に 2 回目の改訂が行われた。この改訂を促した直接の契機は次の 3 点である。第一は、職業構造の変化である。サービス経済化や技術革新の進展にともなって広範な分野で仕事の種類・内容に変化が見られるようになり、この変化に対応することが求められていた。第二は、日本標準職業分類の改訂にともなう整合性の低下である。日本標準職業分類は国際標準職業分類の改訂 (1968 年) を受けて 1970 年に 1 回目の改訂が行われ、その後、職業構造の変化を職業分類に反映させるために 2 回目の改訂が 1979 年に実施された。その結果、1965 年版職業分類の大分類及び中分類の中には、1979 年版日本標準職業分類の大・中分類と直接対

応をとることが難しいものもあった。更に当時、日本標準職業分類の3回目の改訂作業が進められていた。第三は、公共職業安定所における求人・求職データのコンピュータ処理の導入である。データ処理のコンピュータ化にともなって職業分類には、求人・求職の基本照合項目である分類項目の符号づけが容易にできること、効果的に検索できる構造であることなどが求められた。

改訂作業は、次の方針にもとづいて1984年から開始された³。

ア 職業分類体系は、日本標準職業分類に準拠し、かつ職業安定行政の実情に即し、総合的雇用情報システムにも使用可能なものとする⁴。

イ 改訂作業は、総合的雇用情報システムの導入時期に合わせ、1986年4月に使用可能になるように進めるものとする。

ウ 分類表改訂の範囲と具体的内容

(ア)分類構造は現行と同じ大・中・小・細分類の4段階（5桁番号制）とする。

(イ)大分類および中分類項目は、日本標準職業分類に整合させるものとする。

(ウ)小分類についても原則として対応させるものとするが、職業紹介分類としての特殊性を考慮して設定するものとする。

(エ)細分類項目は、職業指導・紹介にふさわしいものに編成し、かつ検索の便宜、コンピュータの容量等を考慮して設定するものとする。

(オ)各分類項目の職業名は、職務の内容や性格を表示するものとなるように配慮するものとする。

改訂の具体的な作業手順は次の通りである。まず始めに着手したのは、代表職業名の整理である。1965年版職業分類には、職業紹介の実務に使用する分類項目として代表職業名が設定されているが、これらの項目の中には職務範囲が重複し、職務の点で包含関係にあるものなど、同一分類レベルの項目として取り扱うには問題のあるものがあった。そのため、代表職業名を細分類として設定し直すための整理が行われた。作業では、代表職業名を取捨するとともに、新分類に設定するものは集約コードと特掲コードを用いて2段階に構造化された。この作業の完了後、1979年版日本標準職業分類にあわせて大・中・小分類項目の設定および分類番号の変換を行い、改訂一次案が作成された。この改訂案の分類項目を、第3回改訂の作業が進められていた日本標準職業分類の大・中分類項目の改訂案およびその配列にあわせて調整して、最終的な改訂案が確定した。

以上の改訂作業の流れを俯瞰すると、作業は2段階に分かれて行われていることがわかる。第1段階は、細分類の見直しである。細分類項目は職業紹介の実務で使用される

³ 雇用職業総合研究所（1986）『労働省編職業分類 -昭和61年版- 職業分類表』 vi 頁

⁴ 総合的雇用情報システムとは、職業安定行政に係る各種のシステムのうち、全国の公共職業安定所を通じて得られた求人情報等を関連する他の情報システムに提供するための中核システムを指している。このシステムによって公共職業安定所の来所者は全国の求人情報を検索することが可能になった。

ものであり、その設定にあたっては実務利用を考慮する必要がある。第2段階は、日本標準職業分類との整合性の確保である。日本標準職業分類の大・中・小分類の枠組みに沿って旧分類のそれぞれ対応する分類項目を調整するという方法が採用された。2段階方式の改訂作業は第1回改訂において採用され、第2回の改訂でも同様の手続きが取られている。以後、労働省編職業分類を改訂する際にはこの方式が標準的な作業の流れになった。

改訂作業を2段階に分けて進めたことには、労働省編職業分類の役割が関係している。第一は、実務用具としての役割である。職業紹介業務に使用する職業分類は、広い分野を網羅しているだけでなく、現実の職業を反映した具体的な分類項目を設定する必要がある。日本標準職業分類に設定されていない細分類を設けているのは、このためである。第二は、各種の職業別統計との比較・照合に関連した役割である。職業別統計の集計・表示に日本標準職業分類を用いることが一般的になっている状況下では、日本標準職業分類との整合性を確保して、職業安定行政の業務統計と日本標準職業分類に準拠して集計された職業別統計とを比較・照合できる分類体系であることが求められている。大・中・小分類の分類項目が日本標準職業分類に準拠して設定されているのは、このためである。

第2回改訂の特徴は、細分類を2段階に構造化したことである。1953年版職業分類表に設定されていた4,603項目の代表名の中には職務レベルの項目と職業レベルの項目が混在していた。代表職業名を3,785項目に集約・整理した1965年の改訂版でも両者はそのまま残っていた。ひとつの職業分野に職業を表す項目と職務を表す項目とが設定されていると、両者間には包摂の関係が生じる。この関係を集約コードと特掲コードを使って表したものが第2回改訂の細分類である。集約コードには広い範囲の仕事を含んだ職業が、特掲コードには集約コードに含まれる仕事のうち特に分類表に設定する必要のある職務や職業が、それぞれ設定された。

分類項目の設定及びその体系的配列の基準として採用されたものは、第1回改訂時に用いられた5項目の分類基準である。この基準は日本標準職業分類との整合性を確保している大・中・小分類だけでなく、細分類を2段階に構造化する際にも適用された。ただし、生産工程の職業を細分化・構造化する際には、第一に工程（作業系統）の順序、第二に商品分類によっていることが多い。

このように第2回改訂は、基本的には第1回改訂で採用された考え方に沿って行われているが、両者の考え方が異なる点も見られる。その最たるものは、複合的職務の取り扱い原則についてである。複数の分類項目に該当する仕事をひとつの分類項目に決定する方法は、第1回改訂の優先順位とは逆に、その仕事や責任を果たすために必要な知識・技術・技能の困難な方を優先し、就業時間の長さは次位の優先事項になった。この変更は、職業紹介に使用する職業分類の独自性・特殊性をより鮮明に打ち出すためのものと

考えられる。

(4)第3回改訂（1999年）

1999年に3回目の改訂が行われた。改訂を促した要因は、第一に第2回改訂以降の社会経済情勢の変化にともなう職業構造の変化、特に職業の専門分化やサービスの多様化にともなう職業分類表上の項目に的確に位置づけることの難しい求人職種が増えてきたこと、第二に総務庁が1995年から日本標準職業分類の改訂作業に着手していること、第三に総合的雇用情報システムの改修プログラムが2000年4月から導入される予定であることなどである。

改訂作業は、次の基本方針にもとづいて1995年から開始された⁵。

- ア 分類体系は、習熟の容易さ、統計の継続性、職業安定業務統計以外の政府の各種職業統計との比較照合等に鑑みて、従来通り日本標準職業分類の体系に準拠する。
- イ 分類構造は、1986年版と同様に大・中・小・細分類の4階層（5桁数字制）とする。
- ウ 大分類及び中分類項目は、日本標準職業分類との整合性を確保する。
- エ 小分類項目は、原則として日本標準職業分類との整合性を確保することとするが、職業安定行政における実務分類としての特殊性を考慮して設定するものとする。
- オ 細分類項目は、職業の集約化と構造化を図り、職務の実態と求人・求職の実情を踏まえて設定するものとする。
- カ 分類項目の名称は、社会通念等の変化を適切に反映するよう配慮するものとする。

第3回改訂の主な課題は、第1回及び第2回の改訂と同じく、日本標準職業分類の体系を分類の枠組みとし、細分類には職業紹介の実務に使用する職業を設定することであった。改訂作業に着手した段階では、まだ日本標準職業分類の改訂案がまとまっていなかったため、まず1986年版職業分類の小・細分類項目の見直し作業が先行して実施された。具体的には、各種調査や分類項目別求人・求職者数データを参考にして既存の細分類項目（集約項目及び特掲項目）の整理が行われるとともに、新たに設定すべき小・細分類項目に関する検討が行われた。この作業の完了後に、改訂版日本標準職業分類の分類項目にあわせた大・中・小分類の項目の設定、分類体系全体の調整が行われた。

第3回改訂の特徴は、細分類の項目数が大幅に削減されたことである。殊に特掲項目の削減幅が大きく、項目数は1986年版の1/3になった（表2参照）。これは専門的・技術的職業などにおいては職業の専門分化の進行にともなう求人数が伸びている反面、生産・技能関係の職業においてはいずれもおしなべて求人数が逡減傾向にあることを反映したものである。

⁵ 労働省職業安定局（1999）『労働省編職業分類-職業分類表-』 v 頁

3. 第4回改訂の基本的考え方及び主な改訂内容

(1)改訂の基本的視点

職業分類の作成及びその改訂は、いずれも、職業紹介業務に使用する職業分類は国が作成しなければならないとする職業安定法第15条の規定に則って行われてきた。この規定が1999年に改正され、公共職業安定所だけではなく民間部門においても共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業分類表を作成する旨に改められた。これによって職業分類をめぐる環境が大きく変わるようになった。2007年から始まった4回目の改訂作業は、この改正法が適用される最初のケースであった。

具体的作業に先立って、労働政策研究・研修機構の設置した職業分類研究会⁶（2007年度）において職業分類の共有化について検討が行われた。その結果、職業分類の共有化については必ずしも官民が同じ認識を持っているわけではないことから、まず共有化意識を醸成することが先決であるとの結論に至った。このため第4回改訂は、従前の改訂と同じく公共職業安定所の職業紹介業務に使用する職業分類を対象にすることとし、分類項目の設定及び職業名索引に収録する職業名の収集にあたっては、職業分類の共有化意識を醸成する観点から広範な利用者層に配慮することになった。

第4回改訂の背景にある主な問題意識は以下の通りである。第一は、職業構造の経年変化である。第3回の改訂から9年余りが経過し、この間の職業の変化によって求人職種の中には職業分類表の分類項目に位置づけることの難しいものが増えている。第二は、日本標準職業分類との整合性の確保である。総務省は2007年末から日本標準職業分類の第5回改訂作業を進めており、これまでと同様な日本標準職業分類との整合性を維持するためには改訂が必要であった。第三は、新たな業務システムの導入である。職業分類は総合的雇用情報システムに組み込まれて運用されており、職業分類だけを抜き出して改訂することはシステムの運用上困難である（第2回の改訂はシステムの導入時、第3回の改訂はシステムの改修時にあわせて実施されている）。このため、2011年度に導入が予定されている、総合的雇用情報システムに代わる新たなシステムにあわせて改訂を行う必要があった。

具体的な改訂作業は、職業分類研究会の結論を踏まえ、次の基本方針にもとづいて2008年度から開始された。

ア 基本的視点

産業・就業構造の変化に適切に対応し、かつ職業紹介業務に適した職業分類を作成する。特に生産工程に係る職業では分類項目を統合し、専門的職業では分類項

⁶ 官民共通の職業分類のあり方を検討する場として設けられ、委員は官民の関係者及び学識経験者によって構成されている（参考資料2(1)参照）。同研究会の活動内容及び検討結果の詳細については、次の資料を参照していただきたい。『職業分類研究会報告』労働政策研究・研修機構資料シリーズ No.35（2008年3月）

目を拡充する方向で見直しを行う。

イ 分類の枠組み

(7)分類体系は、大・中・小・細分類の4階層構造とする。

(イ)上位階層の分類項目は日本標準職業分類の項目と整合性を確保し、下位階層には求人・求職者の実態に対応した的確な分類項目を設定する。

(ウ)十進分類法は下位階層の分類項目にも適用する。

ウ 分類項目

(7)細分類の分類項目はその利用実態を精査して全面的な見直しを行う。

(イ)細分類の分類項目を設定する際には、職業安定機関における求人・求職者数を参考にして、現実の職業との対応性を向上させるように努めるものとするが、一律の量的基準は設定しない。

(ウ)細分類における分類項目の設定にあたっては、職業紹介事業者や労働者の募集に係る事業者等の職種分類に配慮する。

(エ)この職業分類に対する利用者の理解を促進し、多角的な利用を可能にするため細分類項目の記述書式を工夫する。

(オ)求人・求職者の変化に対応できるように分類項目の柔軟性を確保するための方法を工夫する。

改訂作業にあたっては、職業分類の共有化理念に則って、官民の関係者を委員とする職業分類改訂委員会⁷（2008年度及び2009年度）が設置され、凡例及び分類表について全面的な見直し作業が行われた。

改訂作業は、従前の改訂と同様に、第一に細分類項目の見直し⁸、第二に日本標準職業分類の改訂案にもとづく大・中・小分類項目の整序の順に進められた⁹。

分類項目の見直しにあたって特に重視された点は、①産業分類や商品分類的な視点からの独立、②社会経済情勢の変化にともなう職業の変化である。前者は、財貨・サービスの種類や人の従事する産業によって職業を区分するのではなく、仕事の内容に着目して、その違いによって職業を区分する観点を重視したものである。後者は、累次の改訂と同様に、前回の改訂以降の社会経済情勢の変化にともなう職業の変化を分類表に反映させることを重視したものである。なお、見直しの視点として取り上げられたのは、この2つだけではなく、公共職業安定所における職業分類の運用に関する調査結果や求人・求職のデータなども参考資料として用いられた¹⁰。

⁷ 改訂原案を審議する場として設置され、職業分類研究会の委員が引き続き委員として参加している（参考資料2(2)、(3)参照）。

⁸ 細分類の見直し作業の詳細については、次の資料を参照していただきたい。『職業分類の改訂に関する研究Ⅰ— 細分類項目の見直しを中心にして—』労働政策研究・研修機構資料シリーズ No.54（2009年3月）

⁹ 分類項目全体の見直し結果の詳細については、次の資料を参照していただきたい。『職業分類の改訂に関する研究Ⅱ— 分類項目の改訂—』労働政策研究・研修機構資料シリーズ No.64（2010年3月）

¹⁰ 調査の詳細については、次の資料を参照していただきたい。『ハローワークにおける職業分類の運用に

(2)主な改訂点

ア 仕事内容の違いにもとづく大・中・小分類項目の見直し

(7)旧大分類「運輸・通信の職業」及び「生産工程・労務の職業」を廃止し、これらの項目に設定されていた中・小分類項目を組み換えて、新たに「生産工程の職業」、「輸送・機械運転の職業」、「建設・採掘の職業」、「運搬・清掃・包装等の職業」の4つの大分類項目が設定された。

(イ)旧大分類「専門的・技術的職業」の中分類「機械・電気技術者」及び「鉱工業技術者（機械・電気技術者を除く）」を廃止し、これらの項目に設定されていた小・細分類項目をそれぞれ開発の仕事とそれ以外の仕事に分割して、新たに中分類「開発技術者」と「製造技術者」が設定された。

(ウ)旧大分類「販売の職業」の中分類「商品販売の職業」及び「販売類似の職業」に設定されていた小・細分類の中に含まれている営業の仕事を抜き出して、新たに中分類「営業の職業」が設定された。

(エ)旧大分類「専門的・技術的職業」と「サービスの職業」の中にそれぞれ設定されていた介護の仕事を抜き出して、新大分類「サービスの職業」の中に新たに中分類「介護サービスの職業」が設定された。

(オ)旧大分類「専門的・技術的職業」及び「農林漁業の職業」の細分類に設定されていた保健医療の分野における補助の仕事を抜き出して、新大分類「サービスの職業」の中に新たに中分類「保健医療サービスの職業」が設定された。

(カ)旧大分類「生産工程・労務の職業」の亜大分類「製造・制作の職業」には、生産活動によって作り出される製品の種類別に分類項目が設定されていた。これらの項目を仕事別に、製造・加工の仕事、機械組立の仕事、整備・修理の仕事、製品検査の仕事に区分して、それぞれの仕事に対応する中分類項目が新たに設定された。

(キ)旧大分類「生産工程・労務の職業」の小分類に設定されていた清掃員の項目を中分類に格上げして、新大分類「運搬・清掃・包装等の職業」の中に新たに中分類「清掃の職業」が設定された。

(ク)旧大分類「生産工程・労務の職業」の小分類に設定されていた包装工の項目を中分類に格上げして、新大分類「運搬・清掃・包装等の職業」の中に新たに中分類「包装の職業」が設定された。

(ケ)旧大分類「事務的職業」及び「運輸・通信の職業」に設定されていた電話を使った各種の仕事を抜き出して、新大分類「事務的職業」の中に新たに小分類「電話

関する調査報告』労働政策研究・研修機構資料シリーズ No.31（2007年10月）。求人・求職のデータについては、厚生労働省から、職業紹介業務統計の特別集計データ（2006～2007年の分類項目別新規求人・求職件数、2008年5月末時点の雑分類項目別求人職種名）の提供を受けた。

応接事務員」が設定された。

イ 社会経済情勢の変化にともなう小分類項目の見直し

(7)旧大分類「専門的・技術的職業」の中分類「情報処理技術者」は、2つの小分類項目（「システムエンジニア」、「プログラマー」）で構成されていたが、情報処理・通信分野における仕事の専門分化を分類表に反映させるため、両項目を廃止し、新たにシステムコンサルタント、ソフトウェア開発技術者、通信ネットワーク技術者など7つの小分類が設定された。

(4)金融・保険分野において高度の専門性が求められる仕事を分類するため、新大分類「専門的・技術的職業」の中に新たに小分類「金融・保険専門職」が設定された。

(ウ)旧大分類「事務的職業」の細分類に設定されていた「ワードプロセッサ操作員」を廃止し、これに代わり新たに小分類「パーソナルコンピュータ操作員」が設定された。

(エ)介護保険制度の定着、利用者の拡大にともなって介護保険請求事務に関する求人が増えており、それを分類するために、新大分類「事務的職業」の中に新たに小分類「医療・介護事務員」が設定された。

ウ 細分類項目の見直し

細分類項目は、①仕事別の項目設定、②社会経済情勢の変化にあわせた項目設定、③公共職業安定所における職業別求人・求職データの多寡の3つの視点を総合的に勘案して見直しが行われた。その結果、細分類として改めて設定されたものは、1999年版職業分類の集約項目が中心になっているが、①～③の視点から設定されたものも少なくない。たとえば、以下の職業である。

(7)仕事別に設定された細分類項目の例：旧大分類「運輸・通信の職業」に設定されていた項目は、仕事の種類にもとづいて、それぞれ適合する新大分類に移設された（無線通信員は「専門的・技術的職業」、電話交換手は「事務的職業」、郵便集配員は「運搬・清掃・包装等の職業」にそれぞれ移設）。旧大分類「事務的職業」に設定されていた、小売店のレジ業務の仕事とホテル・旅館のフロント業務の仕事は、その仕事の実態にあわせて、それぞれ新大分類「販売の職業」、「サービスの職業」に移設された。

(4)技術の進展、新たな制度の導入などにともなって新たに設定された細分類項目の例：医療ソーシャルワーカー、ウェブデザイナー、コールセンターオペレーター、DTPオペレーター、CADオペレーター

(ウ)公共職業安定所における求人・求職データに配慮して設定された小分類項目の例：トリマー、パタンナー、フォークリフト運転作業員、玉掛作業員、ビル設備管理員、選別作業員、軽作業員

エ 細分類の構造化の見直し

細分類は、第 2 回改訂において集約コードと特掲コードを用いて 2 段階に階層化され、この方針は第 3 回の改訂時にも引き継がれた。この体系は、職業構造の経年変化に対して分類項目、とりわけ特掲項目の適切さを維持することが難しいという問題を抱えていた。これを裏付けるように、第 3 回改訂において特掲項目は大幅に削減されている。当時、既に社会経済情勢が変化する中で特掲項目と現実の仕事とを的確に対応させるためには改訂間隔を縮めて、職業の実態を分類表に反映させることが重要であるとの認識が広まっていた。第 4 回改訂は前回の改訂時から 10 年以上が経過し、特掲項目に対するこの認識は公共職業安定所における職業別求人・求職データによって裏付けられ、いっそう深まっていた。そのため第 4 回改訂においては、細分類の階層化を廃止して、職務範囲のやや広い職業を設定することになった。この結果、細分類の項目数は第 3 回改訂の 2,167 から 892 に減少した。

オ 職業の決定方法の見直し

求人・求職者の仕事を単一の分類項目に分類する原則、とりわけ複数の分類項目に該当する複合的職務を分類する原則は、従前の改訂では必ずしも一貫しているわけではなかった。第 1 回改訂では仕事に従事する時間の長さを最優先の基準とした。一方、第 2 回・第 3 回改訂では、その仕事や責任を果たすために必要な知識・技術・技能の困難な方を優先するとしていた。仕事に従事する時間の長さは、仕事の如何に関わらず客観的に適用することが可能である。しかし、知識・技術・技能の困難な方をとるという基準は、この職業分類の分類基準に技能度が採用されていない現実を考慮すると、客観的な適用は困難である。このため第 4 回改訂では、分類の客観性を確保しやすい、「仕事に従事する時間の長さ」を職業決定の原則とすることになった。

カ 十進分類法の適用の見直し

職業分類における十進分類法とは、ひとつの分類項目を細分化して下位に分類項目を設ける場合、設定できる分類項目の数を最大 9 個に制限することである。たとえば、大・中・小分類の分類符号にそれぞれ数字 1 桁、2 桁、3 桁を用いると、大分類項目は 1~9 の数字で表され、大分類 1 の中分類は 11~19、中分類 11 の小分類は 111~119 の数字で表示される。十進分類法の適用された職業分類は体系が平明になり、それを統計調査の職業別集計に用いると、調査結果の集計処理が簡明になるなどの利点がある。

日本標準職業分類は 1986 年の改訂以降、小分類の設定にあたって十進分類を適用している。一方、労働省の職業分類では、十進分類法の採用について一貫性がみられない。すなわち、1986 年の改訂では十進分類法を採用していないが、1999

年の改訂では日本標準職業分類との整合性を優先して小分類に十進分類法を適用している。

十進分類法に関する日本標準職業分類と労働省の職業分類との違いは、基本的には職業分類の使用目的の違いでもある。労働省の職業分類は主に職業紹介業務で用いられており、実務での使用を優先すると、分類項目の数に制限を設けることは適切とは言い難い。第4回改訂の基本方針には、細分類に十進分類法を適用して、設定できる項目の数を9個以内に抑えることが明記されていたが、1986年の改訂と同様に、実務に使いやすい職業分類とするため小分類、細分類ともに十進分類法の適用は見送られた。

キ 凡例の見直し

これまで職業分類表の冒頭には、分類の基本的考え方や原則を記した凡例が置かれていた。凡例という見出し名は、職業分類表が当初、『職業辞典』の第I部として作成されたことによる。しかし、第2回改訂以降、分類表が『職業辞典』の形ではなく単体の印刷物として作成されるようになってからも、依然として同じ見出し名が使われていた。累次の改訂によって、この部分は凡例という見出し名とその記述内容とが必ずしも整合的とはいえなくなっており、全面的な見直しが必要であった。検討の結果、名称は「総説及び一般原則」に修正され、職業分類の実務利用の観点から記述の修正・追加などが行われた。

表1 労働省編/厚生労働省編職業分類大分類項目の構成及びその変遷

1953年『職業辞典』	1965年第1回改訂	1986年第2回改訂	1999年第3回改訂	2011年第4回改訂
0 自由専門的及び管理的職業 1 書記的及び販売的職業 2 奉仕的職業 3 農業、漁業、林業及び類似職業 4-5 技能職業 6-7 半技能職業 8-9 単純技能職業	A 専門的・技術的職業 B 管理的職業 C 事務的職業 D 販売および類似の職業 E 農業、林業および類似の職業 F 漁業の職業 G 採鉱・採石の職業 H 運輸・通信・公益供給の職業 I 技能工、生産工程の職業 J 単純労働の職業 K 保安の職業 L サービスの職業	A 専門的・技術的職業 B 管理的職業 C 事務的職業 D 販売の職業 E サービスの職業 F 保安の職業 G 農林漁業の職業 H 運輸・通信の職業 I 技能工、採掘・製造・建設 作業者及び労務作業者	A 専門的・技術的職業 B 管理的職業 C 事務的職業 D 販売の職業 E サービスの職業 F 保安の職業 G 農林漁業の職業 H 運輸・通信の職業 I 生産工程・労務の職業	A 管理的職業 B 専門的・技術的職業 C 事務的職業 D 販売の職業 E サービスの職業 F 保安の職業 G 農林漁業の職業 H 生産工程の職業 I 輸送・機械運転の職業 J 建設・採掘の職業 K 運搬・清掃・包装等の職業

(注) 項目名の先頭の数字又はアルファベット文字は大分類の分類符号である。第1回改訂以降、日本標準職業分類の大分類及びその分類符号に依って大分類項目を設定している関係で、大分類の分類符号にはアルファベット文字が用いられている。

表2 労働省編/厚生労働省編職業分類の分類項目数及びその変遷

	1953年 『職業辞典』	1965年 第1回改訂	1986年 第2回改訂	1999年 第3回改訂	2011年 第4回改訂
大分類	7	12	9	9	11
亜大分類			7	3	
中分類	23	53	76	80	73
中間分類	69				
小分類	566	425	395	379	369
細分類	1,801		2,709	2,167	892
細々分類	87				
代表職業名	4,603	3,785			
(集約項目)			(1,119)	(1,141)	
(特掲項目)			(1,590)	(1,026)	

(注) 第2回及び第3回改訂の集約項目及び特掲項目の数は、それぞれの細分類項目数の内訳である。